

仕様書

- 1 名称 閲覧用雑誌
- 2 納品場所 堺市立中央図書館
中央図書館内の具体的な納入場所は別途指示する。
- 3 納品期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
別紙「堺市立図書館購入雑誌一覧」掲載の雑誌で、上記期間に発売される巻・号を納品対象とする。
- 4 納品タイトル及び誌数
257タイトル579誌（うち、増刊20タイトル20誌）。
閲覧用雑誌の購入タイトルについては別紙「堺市立図書館購入予定雑誌一覧」を基本とする。ただし、年度途中でタイトルおよび誌数の変更を行う場合がある。
- 5 納品方法
堺市立図書館（以下、「図書館」という）で購入する雑誌を指定する方法により納入する。
 - (ア) 納入添付書類
購入雑誌の納入にあたっては、図書館が別途指示する必要事項を記載した書類を正確に作成・添付し納入すること。
 - (イ) 納入期日
 - 購入雑誌の納入にあたっては、原則として、発売日当日の正午までに納入すること。ただし、天災その他特別の事情がある場合などは除く。また、突発的な事故等で遅れることがわかった時は速やかに図書館に連絡し、指示を仰ぐこと
 - 新規購入時は図書館から連絡後、1ヶ月以内に納入すること。ただし、納入に関して特別の事情があるものは別途協議し、指示を仰ぐこと。
 - 上記の納入条件を満たすことができない場合が、1ヶ月を単位としてその月に発売される購入タイトルの5%以上に対して2回続く時には、契約履行の催告対象となる。

(ウ) 休刊・廃刊等

購入雑誌が休刊や廃刊等やむをえない事情で納入できなくなった場合は、図書館に速やかに連絡し、その指示に従うこと。なお、タイトル数・誌数の調整を行うことがある。

(エ) 欠号等

年間を通して欠号の生じないよう万全を期すこと。万一、欠号が生じたことが判明した場合は早急にバックナンバーを入手し提供すること。

(オ) 刊行変更等

購入雑誌の休刊、誌名・刊行頻度・出版社・発売日の変更等が判明した場合は、図書館に速やかに連絡し、その指示に従うこと。

(カ) 取次ぎ不扱い等

基本的に不扱いは認めない。連絡先等入手方法が不明な場合は、図書館と十分に相談すること。

(キ) 乱丁・落丁・汚破損本等

乱丁・落丁・汚破損本等があった場合、迅速に交換に応じること。

(ク) 情報の提供等

発刊情報、見本雑誌等、図書館から指示するものを提供する。見本雑誌は図書館で内容を確認するため一定期間預かった後、返却する。買切等見本提供が難しい雑誌においてはこの限りではない。

6 年間雑誌購入概算金額（消費税額等を含む定価を基に算出）

¥7,700,000-

7 契約内容 1冊あたりの定価に対する歩引き率

● 歩引き率の算出方法：

$(\text{年間雑誌購入概算金額} - \text{落札金額}) \div \text{年間雑誌購入概算金額} \times 100$

● 小数点第3位を四捨五入。

● 落札金額は、入札価格に消費税10%を加算した金額。

● 入札金額は送料・手数料等、雑誌納入にあたり必要な経費を全て含むものとする。

8 支払い 各月の雑誌本体価格総額に歩引き率を乗じた額を値引き額（1円未満は切り上げ）とし、本体価格総額から値引き率を差し引いた額に消費税を加えた額（1

円未満は切り捨て)を支払う。

支払いは毎月末日を締切とし、図書館は支払い請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。請求は図書館が指定する書式で行うこと。

9 購入タイトルの変更

年度途中でタイトルおよび誌数の変更を行う場合は、別途協議する。

10 その他

(ア) 円滑に連絡できる窓口・担当者を設置すること。

(イ) 本仕様書で定めのない事項及びその他疑義が生じたときは、必要に応じ協議の上、定めるものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。